

官報

号外

昭和二十九年十二月三日

○第二十回 衆議院 會議録 第四号

昭和二十九年十二月三日(金曜日)
議事日程 第四号

午後一時開議

第一 北海道における国有林野の
風害木等の充払代金の納付に關
する特別措置法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道における国有林
野の風害木等の充払代金の納付
に關する特別措置法案(内閣提
出)

水稻健苗育成施設普及促進法案
(佐藤洋之助君外二十四名提出)

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍霜害等の被害農家に對する
資金の融通に關する特別措置法
の一部を改正する法律案(第十
九回國會本院提出、參議院送
付)

日本國有鉄道法の一部を改正する
法律案(第十六回國會參議院提
出)

醫師法、齒科醫師法及び實事法の
一部を改正する法律の一部を改
正する法律案(參議院提出)

公職選挙法の一部を改正する法律
案(公職選挙法改正に關する調
査特別委員長提出)

午後四時五十四分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を
開きます。

この際一言申し上げます。ただいま
タイ國國會議員スピージャー・パンブス
レス氏が傍聴席に見えておられますか
ら、御紹介いたします。(拍手)

第一 北海道における国有林野の
風害木等の充払代金の納付に關
する特別措置法案(内閣提出)

水稻健苗育成施設普及促進法案
(佐藤洋之助君外二十四名提出)

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍霜害等の被害農家に對する
資金の融通に關する特別措置法
の一部を改正する法律案(第十
九回國會本院提出、參議院送付)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、日程
第一とともに、佐藤洋之助君外二十四
名提出、水稻健苗育成施設普及促進法
案、及び第十九回國會本院提出、參議
院送付、昭和二十九年四月及び五月に
おける凍霜害等の被害農家に對する資
金の融通に關する特別措置法の一部を
改正する法律案の兩案を追加して、三

案を一括議題となし、この際委員長の
報告を求め、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

日程第一、北海道における国有林野
の風害木等の充払代金の納付に關する
特別措置法案、水稻健苗育成施設普及
促進法案、昭和二十九年四月及び五月
における凍霜害等の被害農家に對する
資金の融通に關する特別措置法の一部
を改正する法律案、右三案を一括して
議題といたします。委員長の報告を求
めます。農林委員會理事佐藤洋之助
君。

北海道における国有林野の風害木
等の充払代金の納付に關する特別
措置法案

北海道における国有林野の風害
木等の充払代金の納付に關する
特別措置法案

1 農林大臣は、北海道の市町村で
昭和二十九年四月一日以降発生し
た災害によりその区域内において
災害救助法(昭和二十二年法律第
百十八号)に基き救助が行われた
ものに対して、北海道における国
有林野(国有林野法(昭和二十六
年法律第二百四十六号)第二条に

規定する国有林野をいう。)の樹木
で昭和二十九年五月及び九月の暴
風雨によつて著しい被害を受けた
もの又はこれを材料とする製品
(以下「風害木等」という。)を売り
払う場合において、次の各号の一
に該当するときは、担保の提供を
免除し、かつ、利息を附さない
で、三年以内の延納の特約をする
ことができる。

一 その市町村が、その災害によ
り被害を受けた公用若しくは公
共用の施設の復旧又はその災害
による被害者を収容するための
公営住宅の建設の用に供するた
め、風害木等の充払を受けよう
とするとき。

二 その市町村が、その災害によ
る被害者の政令で定める農林漁
業用施設の復旧資材としてその
被害者に充て渡すために必要な
資材に充てるため、風害木等の
充払を受けようとするとき。

前項の延納の特約は、昭和三十
一年四月一日以後は、することが
できない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 本則の第一項各号の一に該当す
る場合において農林大臣がこの法
律の施行前に同項の市町村とした
風害木等の充払の契約でこの法律

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議録第四号 北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案外二件

の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものとし、及びその延納期間をその契約締結の日から三年以内の期間に延長することができる。

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案に対する修正案

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案に対する修正

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一項第二号中「政令で定める農林漁業用施設」を「住宅又は政令で定める農林漁業用施設」に改める。

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

水稲健苗育成施設普及促進法案

水稲健苗育成施設普及促進法

(目的)

第一条 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく、冷害をこうむるおそれがあり、経済的に遅れた寒冷地域における水稲健苗育成施設の

普及を促進することによって、寒冷地域における水稲作の安定と増強を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水稲健苗育成施設」とは、保温折衷苗代及び温床苗代をいう。

(地域及び地区の指定)

第三条 農林大臣は、積雪がはなはだしく又は水稲の生育期間における気温若しくは水温が著しく低いためにその区域内における水稲作が安定又は低位である都道府県の区域の全部又は一部を寒冷地域として指定する。

農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣の定める基準にしたがって、第一項の指定に係る地域内の市町村の区域の全部又は一部を寒冷地区として指定する。

(市町村の水稲健苗育成施設の普及計画)

第四条 前条第三項の指定に係る市町村の長は、あらかじめ、当該市町村の農業委員会の意見を聞いて、当該市町村の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

市町村の普及計画には、当該市町村の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

市町村の普及計画には、当該市町村の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

市町村の普及計画には、当該市町村の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

市町村の普及計画には、当該市町村の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

該都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村の普及計画には、当該市町村における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県の水稲健苗育成施設の普及計画)

第五条 都道府県知事は、市町村の普及計画を参し、やうして、当該都道府県の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、市町村の普及計画を参し、やうして、当該都道府県の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

(国の水稲健苗育成施設の普及計画)

第六条 農林大臣は、都道府県の普及計画を参し、やうして、国の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「国の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

又は変更しないで当該市町村長に通知しなければならない。

8 市町村の普及計画は、前条の通知を受けた場合において、当該市町村の普及計画を変更しようとするときは、当該市町村の農業委員会の意見を聞かなければならない。

(国の予算への経費の計上)

第九条 政府は、毎年度、国の財政の予算範囲内において、国の普及計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(国の助成等)

第十条 政府は、都道府県に対し、前条の予算に基き、政令の定めるところにより、左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 市町村がその普及計画に基き、水稲健苗育成施設を実施する農家の資材購入に対して補助を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 前号に掲げるもののほか、都道府県が当該都道府県の普及計画を実施するために必要な経費

政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんしその他必要と認める措置を講ずることができる。

2 前号に掲げるもののほか、都道府県が当該都道府県の普及計画を実施するために必要な経費

政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんしその他必要と認める措置を講ずることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三中六十二の四の次に次の一号を加える。

六十二の五 水稲健苗育成施設普及促進法(昭和 年法律 第 号)の定めるところにより、寒冷地区を指定し、及び寒冷地区について水稲健苗育成施設の普及計画の作成に関する事務を行うこと。

別表第四中二十七の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 水稲健苗育成施設普及促進法の定めるところにより、寒冷地区について水稲健苗育成施設の普及計画の作成に関する事務を行うこと。

と、(寒冷地区に指定されたる区域を含む市町村の市町村長に限る。)

水稲健苗育成施設普及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十九年四月及び五月における
凍害等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法(第十九回国
会本院提出)

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資
金の融通に関する特別措置法の一
部を改正する法律(第十九回国
会本院提出)

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資金
の融通に関する特別措置法(昭和二
十九年法律第六十七号)の一部を
次のように改正する。

題名中「四月及び五月」を「四月、
五月及び六月」に改める。

第一条中「五月」を「五月及び六月」
に改める。

第二条第一項中「五月」を「五月及
び六月」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十八年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資
金の融通に関する特別措置法(昭
和二十八年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第二条第三項中「昭和二十九年
四月及び五月における凍害等の
被害農家に対する資金の融通に関
する特別措置法を、昭和二十九年
四月、五月及び六月における凍害

等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法」に改め
る。

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資
金の融通に関する特別措置法の一
部を改正する法律案(第十九回国
会衆議院提出継続審査事件)

本院において継続審査をした右案は
本院において修正議決した。よつて
ここに送付する。

昭和二十九年十二月二日

衆議院議長 河井 瀧八
参議院議長 堤 隆 一郎

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する
資金の融通に関する特別措置
法の一部を改正する法律

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資金
の融通に関する特別措置法(昭和二
十九年法律第六十七号)の一部を
次のように改正する。

題名中「四月及び五月」を「四月、
五月及び六月」に改める。

第一条中「四月及び五月」を「四
月、五月及び六月」に改める。

第二条第一項中「四月及び五月」を
「同年五月及び六月」に改める。

第二条第二項中「四月及び五月」を
「四月、五月及び六月」に改める。

昭和二十九年九月三十日、を
「昭和二十九年九月三十日」を

「昭和三十年一月三十一日」に改め
る。

第四條第一項中「四億五千万円を
「六億五千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十八年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資
金の融通に関する特別措置法(昭
和二十八年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第二条第三項中「昭和二十九年
四月及び五月における凍害等の
被害農家に対する資金の融通に関
する特別措置法を、昭和二十九年
四月、五月及び六月における凍害
等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法」に改める。

昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資金
の融通に関する特別措置法(昭和二
十九年法律第六十七号)の一部を
次のように改正する。

題名中「四月及び五月」を「四月、
五月及び六月」に改める。

第一条中「四月及び五月」を「四
月、五月及び六月」に改める。

第二条第一項中「四月及び五月」を
「同年五月及び六月」に改める。

第二条第二項中「四月及び五月」を
「四月、五月及び六月」に改める。

昭和二十九年九月三十日、を
「昭和二十九年九月三十日」を

提出、水稲育苗育成施設普及促進法
案、並びに衆議院送付、衆議院第五十一
号、昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法の一部を改正
する法律案につきまして、農林委員会
におきまして審議の結果並に結果の
大要を御報告申し上げます。

まず、北海道における国有林野の風
害被害の概況及び被害の程度、被害
被害の被害を受けた、約五千万石に
及び風倒木及び損傷木を生じ、全国有
林野の正常伐採量の約一箇年分にも相
当するといふ未曾有の大被害でありま
して、これら風害木の処理には三箇年
を要するといふありさまであります。

他方また、北海道におきましては、こ
れらの風害被害によりまして、住宅、
学校その他の施設に甚大な被害をこう
むり、これが復旧もまた容易ならぬも
のがありまして、越冬を遅延迅速にこ
れが対策を講ずる必要があります。よ
つて、政府は、これら風害被害を緊急か
つ有効に処理するとともに、あわせて
被害市町村の復旧の促進に資したい目
的をもつて本法案を提出されました。

次に本法案の要旨を申し上げます
と、本年四月一日以降発生した災害に
対し、災害救助法による救助措置をと
つた北海道の市町村に対し、北海道内

提出、水稲育苗育成施設普及促進法
案、並びに衆議院送付、衆議院第五十一
号、昭和二十九年四月及び五月にお
ける凍害等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法の一部を改正
する法律案につきまして、農林委員会
におきまして審議の結果並に結果の
大要を御報告申し上げます。

まず、北海道における国有林野の風
害被害の概況及び被害の程度、被害
被害の被害を受けた、約五千万石に
及び風倒木及び損傷木を生じ、全国有
林野の正常伐採量の約一箇年分にも相
当するといふ未曾有の大被害でありま
して、これら風害木の処理には三箇年
を要するといふありさまであります。

他方また、北海道におきましては、こ
れらの風害被害によりまして、住宅、
学校その他の施設に甚大な被害をこう
むり、これが復旧もまた容易ならぬも
のがありまして、越冬を遅延迅速にこ
れが対策を講ずる必要があります。よ
つて、政府は、これら風害被害を緊急か
つ有効に処理するとともに、あわせて
被害市町村の復旧の促進に資したい目
的をもつて本法案を提出されました。

次に本法案の要旨を申し上げます
と、本年四月一日以降発生した災害に
対し、災害救助法による救助措置をと
つた北海道の市町村に対し、北海道内

国有林野の樹木で本年五月及び九月の
暴風雨によつて生じた風害被害等、そ
の市町村がその災害によつて被害を受
けた公用もしくは公共用施設の復旧ま
たはその災害による被害者を救済する
ための公費住宅の建設に供するため、
あるいは政府が定める農林漁業用施設
の復旧資材として被害者に売り渡した
めに必要な資材に充てるため売却場
合には、その代金の納付について担保
の提供を免除し、利息を付さないで三
年以内の延納の特約を結ぶことができ
ることとするものであります。

本法案は去る一日付託となり、昨二
日羽田農林政務次官より提案理由の説
明を聴取の後、質疑に移り、各委員か
ら御発言がございましたが、質疑の内
容は速記録に譲りたいと存じます。

質疑終了後、社会党委員から、
被害者の住宅用資材についてもこの法
律の適用を受けるようにしたいとい
うので、第一項第二号中「政令で定
める農林漁業用施設」を「住宅又は政
令で定める農林漁業用施設」とする修
正案が提出されました。

よつて、討論を省略、採決に入り、
まず修正案について採決いたしました
ところ、全会一致をもつて可決、次
いで修正部分を除く政府原案について
採決、これまた全会一致をもつて可
決、よつて本法案は修正案のごとき修
正すべきものと決しました。

次いで、自由党福田委員より次の附帯決議を付した。この提案がありました。採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

次に附帯決議を朗読いたします。

北海道における国有林野の風害被害の充て込みの納付に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり左記の点に留意して運用すること。

記

北海道以外における国有林野の風害被害を免れ払う場合においても、その充て込みが本法に規定する場合に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ利息を附さないで代金の延納の特約をすること。

次に、水稲育苗育成施設普及促進法案について申し上げます。

御承知のごとく、北海道、東北等寒冷地帯は、一般に水稲生育期間の気温が低く、積雪量も多いため、稲の生育期間が短かい上に、夏季には低温及び冷水灌漑等により授精障害並びに生育遅延による登熟障害を起しやすく、昨年並びに本年の二箇年にわたり激甚なる冷害をこうむつたことによつても明らかであります。従いまして、水田の生産力は不安定かつ低位にあり、ためにその利用率も低く、経済的にもはなはだ立ち遅れております。しこうして、これらの地域の水稲作を安定し、その増産をはかりますには、早ま

き、早稲による稲苗の育成をはかることがきつめて有効であります。ことは、現在実施を見ております。温床苗代、保温折衷苗代による稲苗育成の結果が明瞭にこれを物語つております。

しこうして、現在の普及状況を検討いたしますと、最も実施を必要とする寒冷地帯は、経済力が脆弱なため、その普及度がきつめて不十分なのであります。まして、これらの地域の生産力の高揚と農家経営の安定向上のため、これら

水稲育苗育成施設の普及を重点的かつ計画的に行うこととし、これに必要な助成の措置を講じようとするものであります。

本法案は昨日付託となり、同日提案者を代表して私より提案理由の説明をいたしました。御承知のごとく、本法案は農林委員会が提案者となつておりまして、趣旨、内容とも十分に熟知しておりますので、質疑討論を省略いたし、採決に入るに先立ち、社会党

芳賀委員から附帯決議を付したいとの提案がありました。採決の結果、全会一致をもつて可決、次いで附帯決議も採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

次に附帯決議を朗読いたします。

水稲育苗育成施設普及促進法案に対する附帯決議

本事業の完遂を期するためには、予算措置を明確にすることが肝要である。

よつて政府は、本法施行に当り、左記方針を体していかんなく措置すべきである。

記

一、普及促進に関する五ヶ年計画に

基き、毎年度、年次計画達成に必要な苗代面積二千万坪以上につき助成措置を講ずること。

二、昭和三十年年度の本法の施行に必要な経費は出来るだけ二十九年度中にこれを措置すること。

右決議する。

次に、昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御報告をいたします。

第十九国会におきまして、本年四月及び五月の凍害、風雪害及びひょう害による被害農家に対し貸付資金を融通するために、現行特別措置法の通過成立を見たのであります。六月に至りまして、また、茨城県に激甚なひょう害、岩手、青森等の地域に相当広

範囲な凍害があり、これら被害農家に對ししても四月及び五月における凍害等による被害農家に対すると同様の低利貸付資金融通の措置を講ずる目的をもつて本改正案が提出され、本院を可決通過いたしましたことは、各位の御承知の通りでございます。

本案は衆議院において閉会中の継続審査に付されておりましたのであります。

昨日に至りまして修正を行つて本院に送付されて参りました。その修正内容は、字句の修正、資金貸付の期限を昭和三十年一月三十一日までに延期すること、昨年本年と二重の被害を受けた農家の既借受貸資金の償還期限を再延長すること、資金の総額四億五千万円を六億五千万円に増額することでありました。

本案は昨日農林委員会に付託と相なりましたが、衆議院の修正は、もとより被害農家の経営安定のために適切な処置であり、委員各位は以前に非公式ながら修正内容について説明を受け熟知していただいておりますので、本日委員会におきまして採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右御報告を終ります。(拍手)

○議長(橋本武雄) 三案を一括して採決いたします。日程第一の委員長の報告は修正でありまして、その他の二案の委員長報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(橋本武雄) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第十六回国会衆議院提出)

○山中貞則(議員) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、第十六回国会衆議院提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本武雄) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(橋本武雄) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。運輸委員長関内正一君。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。昭和二十八年七月三十日

衆議院議長 河井 彌八

衆議院議長 橋本武雄

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「町村の議会の議員である者を除く」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市(特別区を含む)町村の議会の議員である者で總裁の承認を

得たものについては、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に市(特別区を含む)町村の議員である議員については、第二十六条第二項但書の規定による繰越の承認があつたものとみなす。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第十六回国会参議院提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

【附内正二君登壇】

○附内正二君登壇 たいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行法では、地方公共団体の議会の議員で国鉄の議員であることが出来る者の範囲は町村の議員の議員に限られておりますが、これを特別区を含む市及び町村の議員の議員で總裁の承認を得た者に改めようとするものであります。

本法案は参議院提出にかかり、第十六回国会以来継続審査中でありまして、今国会においては去る十一月三十

日本委員会に付託され、本日これを審査いたしました。詳細は会議録によつてごらん願います。

かくて、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決の結果、起立議員をもつてこれを可決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本次郎) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、参議院提出、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本次郎) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小島徹三君。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十一月二日

参議院議長 河井 彌八

参議院議長 河井 彌八

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和三十年一月一日」を「昭和三十一年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(橋本次郎) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

昭和二十六年六月二十日制定公布された医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は明年一月一日から施行されることとなつておりますが、医療分業を支援なく実施するためには、第一に、この法律制定時、実施の前提条件としてあげられた諸条件が整えられているかどうか。第二に、この法律の実施が我が国の現状において国民生活にいかなる影響を及ぼすかについて、この際再検討を要するのであります。しかるに、医療分業の実施に伴う適正にして合理的な新しい医療費体系の確立及びそれが国民の医療費負担、なかんずく社会保険経済に及ぼす影響等の諸問題は、国会において十分に検討されなければならない基本問題であります。これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師、薬剤師両者は必ずしも一致していません。状態でありまして、同法の立法精神と現在における諸般の準備状態にかんがみ、さらに円滑適正な運営により医療内容の向上を期し国民の利益をはかる意味において、より完璧なる準備と国民の啓蒙に努力するため、法律実施の期日を昭和三十一年四月一日に改めんとするのが、この法律案

の提案理由並びにその概要であります。

厚生委員会におきましては、医療分業の国民に及ぼす影響の重大さにかんがみまして、閉会中、十月、十一月の両月において十数回にわたり委員会を開き、草野厚生大臣並びに関係当局より、医療分業実施に必要な新医療費体系並びに新医療費体系に基づく社会保険診療報酬点数表について説明を求め、特に十月七日、八日の四日には、新医療費体系に関する件について八名の参事人より意見を聴取する等、医療分業実施に関しきわめて慎重なる討議が行われたのであります。

本法案は参議院提出にかかるとものであります。が、本月二日本委員会に付託され、三日提案者有馬参議院議員より提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、質疑を終了し、討論に入り、またとて、自由党代表として松永委員、日本民主党代表として佐藤委員、日本社会党代表として長谷川委員、日本社会党代表として岡田委員、新党同志会を代表して山下委員よりそれぞれ演説を付して賛成、無所属議員委員より反対の意見が述べられたのであります。が、詳細は会議録についてごらんを願います。

次いで採決に入りましたところ、多数をもつて本法案は可決すべきものと決した次第であります。

○議長(橋本次郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

1

- 「第二百四十九条（審判の効力、要求等の制限違反）」を「第二百四十九条の二（公職の候補者等の審判の制限違反）」とし、「第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社）」に、「第二百五十一条（当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効）」を「第二百五十一条（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）」とし、「第二百五十一条の二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）」に、「第二百五十一条の三（一部無効に因る再選挙の特例）」を「第二百五十一条の二（一部無効に因る再選挙の特例）」に改める。
- (2) 第十三条第二項中「市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつたときは」を「市町村の境界の変更があつたときは」に改める。
- (3) 第十八条第一項に次の但書を加える。
- 但し、第十五条第五項（市町村の議会の議員の選挙区）の規定による選挙区があるときは、その区域による。
- 同条第二項を次のように改める。
- 2 都道府県の選挙管理委員会、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数選挙区を設け又は数町村の区域を合せて一選挙区を設けることができる。
- 同条第三項を削り、第四項中「前二項」と「前項」に、「当該選挙の特例」に改める。
- 「都道府県の」に改め、同項を第三項とする。
- (4) 第二十一条第一項中「以下同じ」を以下本条中同じに改める。
- (5) 第二十七条第三項中「申請の方法」を「申請の期間及び方法」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の下に（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）を加える。
- (6) 第三十三条の見出し中「及び定例選挙」を、「定例選挙及び設置選挙」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第七十六条（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。
- 同条第五項中「第三項」と「第四項」に改め、同項を第六項とし、
- 同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」を「第一項から第三項まで、第五項及び前項」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
- 7 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙は、地方自治法第七十六条の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。
- (7) 第三十四条第一項中「補欠選挙（第百四十四条（長が欠けた場合）及び退職の申立があつた場合）の選挙を含む」の下に、「増員選挙」を加え、第二項本文中「第百三十三条（補欠選挙）」を「第百三十三条（補欠選挙及び増員選挙）」に、「又は補欠選挙」を、「補欠選挙又は増員選挙」に、同項但書中「地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙」を「地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙」に改め、第五項中「補欠選挙」の下に「又は増員選挙」を、「第百三十一条第一項」の下に「又は第三項」を加える。
- (8) 第六十八條第一項第二号中、「第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）」を「若しくは第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）」に改め、第二項及び第三項を削る。
- (9) 第六十八條の二第二項後段を削る。
- (10) 第七十九條第一項中「並びに第六十八條（無効投票）」を、「第六十八條（無効投票）並びに第六十八條の二（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」に改める。
- (11) 第八十四条に後段として次のように加える。
- この場合において同条同項本文中「参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会」とあるのは（参議院全国選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会）と読み替へるものとする。
- (12) 第八十六條第五項中「第三十三條（長の任期満了に因る選挙）第六項」を「第三十三條（長の選挙）第八項」に改め、第七項中「公職の候補者は、」の下に「選挙の期日の前日までに」を加える。
- (13) 第九十條中「公職の候補者となろうとする目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは」を「第八十六條（公職の候補者の立候補の制限）第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出をし又は推薦届出をしたときは」に、「申出の日以後五日に相当する日に公務員を」を「届出の日」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 2 前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合は（第九十一條（公務員となつたため立候補の辞退をみなされる場合の規定）に準用する。）に、準用する。
- (14) 第九十三條第二項を次のように改める。
- 2 前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合は（第九十一條（公務員となつたため立候補の辞退をみなされる場合の規定）に準用する。）に、準用する。
- (15) 第九十六條中「第二百三十三條（選挙の効力に關する議員の申立及び訴訟）」を「第二百三十三條（選挙の効力に關する訴訟）」と改める。
- (16) 第九十七條第二項中「第二百三十三條（選挙の効力に關する議員の申立及び訴訟）」を「第二百三十三條（選挙の効力に關する訴訟）」と改める。
- (17) 第九十三條の見出しを（当選人が選挙禁止の職にある場合等の特例）に改め、同条第一項を次のように改める。
- 当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者が、第百一条第二項（当選人決定の告示）の規定により当選の告示を受けたとき

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案

(32) 動の期間中、第百九十七条の二（**乗客介値及び報酬の額**）第一項第一号の規定により定められた介当料の範囲内で、且つ、両者を通じて十五人分（四十五食分）（第百三十一條「選挙事務所の数」の規定により設置すること）ができる選挙事務所の数が一を超え、場合においては、その一を増すごとにこれに六人分（十八食分）を加えたものに、当該選挙につき選挙期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する介当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された介当を含む。）については、この限りでない。

(31) 第百四十条の次に次の一条を加える。
（選挙行為の禁止）
第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、選挙行為をすることができない。但し、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合、この限りでない。

(30) 第百四十一條第一項に次の但書を加える。

但し、拡声機については、個人演説会（第百六十一條（公営施設使用の個人演説会）に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用しての演説会（演説を含む。）をいう。）の開催中、その会場において別に一箇所を使用することを妨げるものではない。

同条第一項第一号中「自動車」を「自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下同じ。）に、」拡声機二箇所を「拡声機一箇所」に改め、第二項及び第四項を削り、第三項中「第一項」を「前項」に、「前項の証明書」を「前項の証明書を常時携帯すること」に、その使用する自動車、拡声機又は船舶には、その使用する自動車、拡声機又は船舶に「に」改め、同項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の自動車は、乗用自動車及び小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三條の規定に基き定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。以下本項中同じ。）に限るものとする。但し、積雪、泥等、等の悪路その他やむを得ない事情により乗用自動車及び小型貨物自動車の運行が不可能である場合において、これ以外の自動車以外の貨物

(33) 自動車を使用的することができ、第百四十一條の次に次の二条を加える。
（自動車等の乗車制限）
第百四十一條の二 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、運転手及び船員を除き、自動車一台又は船舶一隻について、四人を超えてはならない。

2 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

(34) 第三号を次のように改める。
一 削除
三 削除
同条第四項中「立札及び看板の類」を「ポスター（同項第五号のポスターを除く）、立札及び看板の類」に改める。

(35) 第百四十五條第二項中「その管理者（居住者を含む。）を、その居住者、居住者がいない場合にはその管理者に改める。

(36) 第百四十八條第二項中「選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）において」を「都道府県の選挙管理委員会」に改め、第三項中「選挙運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。

(37) 第百四十九條第一項中「命令で定める同一寸法で」を「命令で定めるところにより同一寸法で」に、「参議院全国選出議員の選挙にあつては二回を、衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙にあつては二回、参議院全国選出議員の選挙にあつては三回」に改め、同条第二項中「第百四十二條（文書図面の頒布）」の下に「又は第百四十三條（文書図面の掲示）」を加え、「新聞販売」を「新聞紙の販売」に、「頒布する」を「頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示する」に改める。

(38) 第百五十一條の三中「有線電気通信設備」を「広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備」に改める。

(39) 第百五十三條に次の一項を加える。
4 立会演説会の開催については、事情の許す限り、その回数多くするよう努めなければならない。

(40) 第百五十四條の見出し中「演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加え、同条に次の一項を加える。
2 立会演説会においては、選挙運動のため、録音機を使用して演説をすることができない。

(41) 第百五十五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の場合において必要があるとき、都道府県の選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。

(42) 第百五十六條の見出し中「立会演説会」を「班別編成によらない立会演説会」に改め、同条第一項中「立会演説会に加わるとする」を「班別編成の方法によらない

い場合の立会演説会に加わらうとする」に改める。

(43) 第百五十六次の次に次の一条を加える。

(班別編成による立会演説会への参加)

第百五十六条の二 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わらうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。

2 前項の期間内に申出のあつた公職の候補者については、その所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで決定する。この場合においては、併せてその者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 第二回以後に行われる立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。

4 前条第五項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について、準用する。

(44) 第百五十七条第一項中「前条第一項の規定による」を「第百五十六条第一項(班別編成によらない

立会演説会への参加)又は前条第一項の規定による」に改め、「前条第一項の例により、」を削り、

第二項中「の順位」を削り、第三項中「前条」を「第百五十六条」に改める。

(45) 第百六十条中「前八条」を「前九条」に改める。

(46) 第百六十条の二第二項中「立会演説会における演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加える。

(47) 第百六十一条第一項第一号中「学校(学校教育法第一条に規定する学校をいふ)」の下に「及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいふ)」を加える。

(48) 第百六十四条の二第二項中「選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会」を「選挙運動のためにする座談会及び候補者が相互に意思を通じ共同して行う演説会」に、第八項中「二千二百枚を三千枚」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第七項の演説会告知用のポスターは、その掲示箇所を移動して再び掲示し、当該個人演説会以外の個人演説会の告知のため

に再び掲示し又は個人演説会の告知以外の選挙運動のために掲示することができない。

(49) 第百六十四条の三に次の一項を加える。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(50) 第百六十四条の四の見出し中「個人演説会」の下に「及び街頭演説」を加え、同条中「においては」を「及び街頭演説においては」に改める。

(51) 第百六十四条の五第一項中「証明書を携帯する者が現在在し、且つ、同項に規定する」を削り、第二項中「発行する証明書及びその」を削り、第三項中「証明書及び」及び「各」を削り、第四項中「証明書及び」を削る。

(52) 第百六十四条の六を次のように改める。

(夜間の街頭演説の禁止)
第百六十四条の六 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

(53) 第百六十四条の七の見出しを「参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例」に改め、同条中「前二条」を「第百六十四条の

五(街頭演説)」に改める。

(54) 第百六十四条の八の見出しを「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改め、同条第一項中「及び第百六十四条の六(選挙行為の制限)及び「及び選挙行為」を削り、「労務を提供する者」の下に「(船員を除く)」を加える。

(55) 第百六十五条中「立会演説会が開催される当日には」を「立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は」に改め、「選挙運動のためにする演説会」の下に「(演説を含む)」を加える。

(56) 第百六十五条の次に次の一条を加える。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)
第百六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉める時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(演説を含む)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。

(57) 第百六十六条第一号中「建物の下に(公営住宅を除く)」を加える。

(58) 第百六十六条の二を削る。

(59) 第百六十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙については、公職の候補者の写真掲載しなければならない。

(60) 第百六十八条第一項「掲載文」の下に「(衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙については併せて写真を添付するものとする。)」を加え、同条第二項中「千五百」を「二千」に、「五百」を「六百」に改める。

(61) 第百六十九条第四項中「政見」の下に「写真」を加える。

(62) 第百七十条中「五日」を「二日」に改める。

(63) 第百七十四条第三項中「掲載の順序は、」の下に「開票区(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)を加え、「二日」を「三日」に、「前日」を「前二日」に改める。

(64) 第百七十五条の二第二項中「市町村の選挙管理委員会がくじで定

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議録第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案

める」を「第百七十四条第三項(氏名等の掲載の順序)の規定により定められた順序による」に改め、第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

(65) 第百七十七条第二項中「通常業務の交付を受けた者」の下に、「第百六十四条の二第八項(個人演説会告知用ポスター)及び第百六十四条の二第八項及び第百六十四条の二第八項及び第百六十四条の二第八項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を、第三項中「通常業務の交付を受けた者」の下に「第百六十四条の二第八項及び第百六十四条の二第八項及び第百六十四条の二第八項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を加える。

(66) 第百七十八條第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第百五十一条の三(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること。
(67) 第百八十三条の次に次の一条を加える。

(出納責任者の届出の効力)
第百八十三条の二 第百八十条(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項、第百八十二条(出納責任者の異動)又は前条第二項及び第三項の規定による届

出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱でこれを郵便局に托したときをもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。

(68) 第百八十四条中「その職務を代行する者を含む」を「(出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。第百九十条(出納責任者の事務引継)の規定を除き以下同じ。)」に、「前条」を「第百八十三条(出納責任者の職務代行)」に改め、同条後段を削る。

(69) 第百八十七条第一項中「出納責任者に代つてその職務を行う者を含む」を削る。
(70) 第百九十六条中「前二条の下に」及び「第百九十一条の四(選挙運動に関する支出金額の特例)」を加える。

(71) 第百九十七条第二項中「第一項」を削り、「自動車」の下に「及び船舶」を加える。
(72) 第百九十七条の二を次のように改める。

(実費弁償及び報酬の額)
第百九十七条の二 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、左の各号に定める基準に従い、当該

選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額
(ロ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ハ) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額
(ニ) 宿泊料(食料二食分を含む) 一夜につき八百円

(ホ) 弁当料 一食につき百円、一日につき三百円
(ヘ) 茶菓料 一日につき三十円

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額の基準

(イ) 基本日額 三百五十円以内
(ロ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給すること

とができる実費弁償の額の基準
(イ) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額
(ニ) 宿泊料(食料二食分を含む) 一夜につき六百円

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労働者に対し、第百三十九条但書(弁当の提供)の規定により弁当を提供した場合においては、その者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、前項第一号又は第二号の規定により定められた一日比の弁当料の額又は報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

(73) 第百九十八条 削除
(74) 第百九十九条を次のように改める。

(特定の密附の禁止)
第百九十九条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては因又は公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。)と、地方公共団体の議員の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に関しては当該地方公共団体と、議員そ

の他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、密附をしてはならない。
(75) 第百九十九条の次に次の二条を加える。

(公職の候補者等の密附の禁止)
第百九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)は、当該選挙に関し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、密附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し密附をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対してする選挙一般の社交の程度を超える密附は、当該選挙に関しする密附とみなす。

(公職の候補者等の関係会社等の密附の禁止)
第百九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案

- (76) 第二百一十條第一項中「前条」を「第百九十九條(特定の寄附の禁止)」に、第二項中「前条各号に掲げる者(同条但書の規定に該当する場合を除く。)」を「第百九十九條に規定する者」に改める。
- (77) 第十四章の二の章名中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。
- (78) 第二百一十條の二中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。
- (79) 第二百一十條の三の見出し中「制限」を「特例」に改め、同条中「選挙運動」を「衆議院議員の選挙」においては、選挙運動に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 衆議院議員の選挙において、は、第百六十四條の二第七項に規定するポスターは、公職の候補者一人について、五千枚を交付する。
- (80) 第二百一十條の四中「四円」を「七

- 円」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 参議院議員の選挙における第百九十四條及び第百九十五條の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、地方選出議員の選挙については、通常選挙における当該選挙区の議員の定数が一人の場合は一円七十五銭、二人以上の場合は一円六十五銭とし、全国選出議員の選挙については、二円六十五銭とする。
- (81) 第二百一十條の五の前に次の章名を加える。
- 第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動
- (82) 第二百一十條の五及び第二百一十條の六を次のように改める。
- (総選挙における政治活動の規制)
- 第二百一十條の五 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ)の頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができる。但し、全国を

- し、全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。
- 一 政談演説会の開催については、一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数
- 二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
- (一) 所属候補者が二十五人以上、上百人未満の場合 三台以内
- (二) 所属候補者が百人以上、三百人未満の場合 五台以内
- (三) 所属候補者が二百人以上、三百人未満の場合 八台以内
- (四) 所属候補者が三百人以上、四百人未満の場合 十台以内
- (五) 所属候補者が四百人以上の場合 十二台以内
- 四 ポスターの掲示について

- は、政策の普及宣伝用及び演説の告知用として一選挙区につきタブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)以内のもの千枚以内
- 五 ビラの頒布については、政談演説会の会場において使用する
- 六 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。
- 3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- (通常選挙における政治活動の規制)
- 第二百一十條の六 参議院議員の通常選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができる。但し、全国を通じて十人以上の所属候補者を

- 有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。
- 一 政談演説会の開催については、衆議院議員の一選挙区ごとに一回
- 二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
- (一) 所属候補者が十人以上、三十人未満の場合 三台以内
- (二) 所属候補者が三十人以上、六十人未満の場合 五台以内
- (三) 所属候補者が六十人以上、百人未満の場合 八台以内
- (四) 所属候補者が百人以上の場合 十台以内
- 四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝用及び演説の告知用として衆議院議員の一選挙区ごとにタブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)以内のもの千枚以内

により政治活動をすることができ、
る政党その他の政治団体の本部
部において直接発行し、且つ、

通常の方法により頒布する機關新聞紙又は機關雜誌で、自治庁長官（都道府県知事及び市長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員

会)に届け出たもの各一に限り、
第四百十八条第一項及び第二項

の規定を適用する。

前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならない。

第二百八条第一項中「第百三条第一項（兼職禁止の職を許さない）の場合の当選人の失格」を「第百三条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特別）第二項若しくは第三項

第二百十條を次のように改める。

(總括主宰者及び出納責任者の
選舉犯罪に因る當選無効の訴
訟)

第二百一十一條 違背通關を濫用し、
宰した者又は出納責任者が第二
百二十一條（買収及び利害誘導
罪）、第二百二十二條（多数人買

市長の選挙については「当選

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議録第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案

七四

- 収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二(総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- 2 出納責任者が第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二第二項(出納責任者の選挙費用の法定額違反に因る当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- (87) 第二百二十七条中「第二百十(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百十一条(選挙運動総括主事者に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二(総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。」
- (86) 第二百二十二条を次のように改める。
- 第二百二十二条 削除
- (85) 第二百二十七条中「第二百十(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百十一条(選挙運動総括主事者に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二(総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。」
- (88) 第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二(総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- (89) 第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七条第四項中「官吏若しくは吏員を、若しくは地方公共団体の公務員」に改める。
- (90) 第二百三十一条に次の一項を加える。
- 2 公職の候補者、選挙運動を総括主事した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮、又は七万五千円以下の罰金に処する。
- (91) 第二百二十二条に次の一項を加える。
- 3 公職の候補者、選挙運動を総括主事した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (92) 第二百二十三条に次の一項を加える。
- 3 公職の候補者、選挙運動を総括主事した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮、又は十萬円以下の罰金に処する。
- (93) 第二百三十三条の二に次の一項を加える。
- 2 公職の候補者、選挙運動を総括主事した者又は出納責任者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (94) 第二百三十四条の次に次の一条を加える。
- (おとり罪)
- 第二百三十四条の二 第二百五十一条の二第二項本文又は第二項前段(総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)の規定に該当することにより公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、当該公職の候補者の選挙運動を総括主事した者又は出納責任者を誘導し又は挑発してその者をして第二百五十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び
- 当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)又は第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 2 選挙運動を総括主事した者又は出納責任者が、第二百五十一条の二第二項本文又は第二項前段の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、第二百五十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十三条の二又は第二百四十七条の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (95) 第二百三十五条の二第二号中「第二百一条の六」を「第二百一条の十一」に改め、「選挙運動の期間中」の下に及び選挙の当日を加える。
- (96) 第二百三十九条第一号中「又は第二百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)」を「第二百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)又は第二百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)」に改める。
- (97) 第二百三十九条の次に次の一条を加える。
- (公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)
- 第二百三十九条の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三萬円以下の罰金に処する。
- 一 国又は地方公共団体の公務員でその地位を利用して第二百五十一条(選挙運動の期間)の規定に違反して選挙運動をした者
- 二 日本専売公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員でその地位を利用して第二百五十一条の規定に違反して選挙運動をした者
- (98) 第二百四十条第一号中「第二百三十一条の下に」を「第二百三十一条の下に」に改め、同条中「届出を怠つた者」の下に「又は第二百三十一条第四項(選挙事務所の表示)の規定に違反して標札を掲示しなかつた者」を加える。
- (100) 第二百四十三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四百四十条の二(「連呼行為の禁止」の規定に違反して連呼行為をした者 同条第二号の次に次の二号を加える。 二の二 第四百四十一条の二(「自動車等の乗車制限」第二項の規定に違反して乗車し又は乗船した者 二の三 第四百四十一条の三(「車上の選挙運動の禁止」の規定に違反して選挙運動をした者 同条第六号中「第二項」の下に「又は第四百四十九条第二項(新聞広告)」を、第八号中「第五十四条」の下に「第一項」を、「演説をした者」の下に「又は第四百五十四条第二項(立会演説会における録音機の使用禁止)(第四百六十条の二第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して録音機を使用した者)を加え、第八号の二中「第十項(個人演説会場の掲示)」の下に「若しくは第十一項(個人演説会告知用ポスター)」を加え、「ポスターの制限」を「第一項(ポスターの特例)」に改める。	一の二 第四百四十条の二(「連呼行為の禁止」の規定に違反して連呼行為をした者 同条第二号の次に次の二号を加える。 二の二 第四百四十一条の二(「自動車等の乗車制限」第二項の規定に違反して乗車し又は乗船した者 二の三 第四百四十一条の三(「車上の選挙運動の禁止」の規定に違反して選挙運動をした者 同条第六号中「第二項」の下に「又は第四百四十九条第二項(新聞広告)」を、第八号中「第五十四条」の下に「第一項」を、「演説をした者」の下に「又は第四百五十四条第二項(立会演説会における録音機の使用禁止)(第四百六十条の二第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して録音機を使用した者)を加え、第八号の二中「第十項(個人演説会場の掲示)」の下に「若しくは第十一項(個人演説会告知用ポスター)」を加え、「ポスターの制限」を「第一項(ポスターの特例)」に改める。
八の五 削除 同条第八号の六中「標旗を要する選挙運動の運動員を」街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改める。 同条第九号中「第六十五条(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)」の下に「又は第六十五条の二(「近接する選挙の場合の演説会等の制限」)を加える。	八の五 削除 同条第八号の六中「標旗を要する選挙運動の運動員を」街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改める。 同条第九号中「第六十五条(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)」の下に「又は第六十五条の二(「近接する選挙の場合の演説会等の制限」)を加える。
(103) 第二百四十七条を次のように改める。 (選挙費用の法定額違反) 第二百四十七条 出納責任者が、第二百四十六条(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以上五十万円以下の罰金に処する。 (104) 第二百四十八条中「特定人の寄附の禁止」第一号及び第二号に掲げる者を「特定の寄附の禁止」に規定する者(会社その他の法人を除く。に改め、同条に次の一項を加える。 2 会社その他の法人が第九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以上五十万円以下の罰金に処する。	(103) 第二百四十七条を次のように改める。 (選挙費用の法定額違反) 第二百四十七条 出納責任者が、第二百四十六条(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以上五十万円以下の罰金に処する。 (104) 第二百四十八条中「特定人の寄附の禁止」第一号及び第二号に掲げる者を「特定の寄附の禁止」に規定する者(会社その他の法人を除く。に改め、同条に次の一項を加える。 2 会社その他の法人が第九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以上五十万円以下の罰金に処する。
は一万五千円以下の罰金に処する。 (公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反) 第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。 (106) 第二百五十条第一項中「規正違反を」規制違反」を、「報告書提出の義務違反」を、「選挙費用の法定額違反」に、「前条」を「第二百五十条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」に改め、同条第二項中「前条」を「第二百五十条」に改める。 (107) 第二百五十一条を次のように改める。 第二百五十一条 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第二号から第九号まで、第二百四十八条(寄附の制限違反)、第二百四十	は一万五千円以下の罰金に処する。 (公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反) 第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。 (106) 第二百五十条第一項中「規正違反を」規制違反」を、「報告書提出の義務違反」を、「選挙費用の法定額違反」に、「前条」を「第二百五十条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」に改め、同条第二項中「前条」を「第二百五十条」に改める。 (107) 第二百五十一条を次のように改める。 第二百五十一条 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第二号から第九号まで、第二百四十八条(寄附の制限違反)、第二百四十
九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪を除く。を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。 (総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効) 第二百五十一条の二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百五十一条(買収及び利誘罪)、第二百五十二条(多数買収及び多数利誘罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘罪)又は第二百五十二条(多数買収及び多数利誘罪)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、左の各号の一に該当する場合は、当該違反行為に關する限りにおいて、この限りでない。 一 当該違反行為が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者以外の者の誘導又は誘引によりなされ、且つ、その誘導又は誘引が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的を	九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪を除く。を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。 (総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効) 第二百五十一条の二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百五十一条(買収及び利誘罪)、第二百五十二条(多数買収及び多数利誘罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘罪)又は第二百五十二条(多数買収及び多数利誘罪)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、左の各号の一に該当する場合は、当該違反行為に關する限りにおいて、この限りでない。 一 当該違反行為が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者以外の者の誘導又は誘引によりなされ、且つ、その誘導又は誘引が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的を

選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者の当該違反行為が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者との当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者との意思を通じてなされたものである。

(108)

2 出納責任者が第二百四十七条
《選挙費用の法定額違反》の罪を
犯し刑に処せられたときは、当
該当選人の当選は、無効とす
る。前項但書の規定は、この場
合に準用する。

第二百五十二条第一項「及び」

(108) 第二百五十二条第一項中「及び第二百四十五条（選挙期日後の捺押行為の制限違反）」を、第二百四十五条（選挙期日後の捺押行為の制限違反）、第二百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）及び第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）」に改める。

(109) 第二百五十二条の二を次のように改める。

第二百五十二条の二 政党その他
の政治団体が第二百一条の五（総
選挙における政治活動の規制）

第一項（第二百一条の七第一項）（再選挙又は補欠選挙の場合の規制）及び第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）、第二百一条の六

【通常選挙における政治活動の規制】第一項(第二百一条の七第二項)〔再選挙又は補欠選挙の場合の規制〕において準用する場合を含む。又は第二百一条の十

（通呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上十万円以下の罰金に処する。

2 左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百一条の九（政治活動の態様）第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

二 第二百一条の九第三項において準用する第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止）の

三 第二百一条の九第四項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

四 第二百一一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項において準用する第四百五十五条（ポスターの掲示箇所の規定に違反してポスターを掲示したとき。

第二百五十三條を次のように改
 る。
 (罪の時効)
 第二百五十三條 第二百三十六條

二百三十七条【詐偽投票及び投
票偽造、増減罪】第一項及び第
二項、第二百三十七條の二（代
理投票における記載義務違反）
第二百三十八条（立会人の義務
懈怠罪）、第二百三十九条（事
前運動、教育者の地位利用、戸別

訪問等の制限違反）、第二百三十九条の二（公務員等の地位利用による事前運動の制限違反）、第二百四十条【選挙事務所、候補者等の制限違反）、第二百四十一条（選挙事務所設置違反）、第二百四十二条（選挙事務所特定公務員等の選挙運動禁止違反）、第二百四十三条（選挙事務所の設置届出及び表示違反）、第二百四十四条【選挙運動に関する】

くは出納責任者」に、「若しくは第
二百二十三条の二（新聞紙、雑誌
の不法利用罪）」を、第二百二十

三、条の二「新聞紙、雑誌の不法利用
罪」若しくは第二百二十四条の二
「おとり罪」に、「報告書提出の
義務違反」を「選挙費用の法定額
違反」に改める。

第二百五十五条中「投票立会人」

の下に「選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八条《代理投票》第二項の規定により候

(113)
められた者」を加える。
第二百六十三条第五号の次に次の二号を加える。
五の二 第三百三十一条第四項
〔選挙事務所の表示〕の規定による標札に要する費用
五の三 第四百四十一条第二項

「自動車、抵衝機及び船舶の表示」の規定による表示に要する費用

同条第十号中「及び第百六十四条の入」標識を要する場合の運動員の胸章」を、並びに第百四十一條の二（自動車等の乗車制限）及び第百六十四條の入（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）」に改め、第十号の三中「（個人演説会告知用

馬車は、乗用車または小型トラック

昭和二十九年十二月三日 衆議院公報第四号 議長の報告

台に際することし、大型トラックは、天候その他の事情により小型トラックの運行ができない場合に限り使用することができるといたしました。連呼行為は、車上、徒歩すべて禁止し、自動車上の選挙運動は、停車した車上においてその演説のみ許されております。なお、これらの車上に乗る者の員数は、候補者、運動員、労働者合せて四人に制限し、旗幟は「そらいろ」に限ることいたしました。但し、個人演説会場においては、会場ごとにさらに「そらいろ」を使用することができるといたしました。

なお、文書、図画に關しましては、自動車及び船舶への掲示は一切禁止し、選挙事務所、演説会に用いるポスターはその規格を制限し、さらにポスターを個人の工作物に標示する場合には居住者の承諾を得ることを明確にいたしましたのであります。

さらに、意外放送を禁止するため、主として屋外に向つて放送することを目的とした設備の使用は禁止することにいたしました。聲音機は、立会い演説会においてはその使用を禁止し、個人演説会、街頭演説においてはこれを認めることにいたしました。なお、立会い演説会開催当日の他の演説会は、その前後二時間の間のみ禁止することに緩和いたしました。

このほか、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の範圍を拡大す

るとともに、この規則を、衆議院議員、都道府県知事及び市長の選挙についても及ぼすことといたしました。

その他はおおむね選挙管理事務の整備及び現行法の整備であります。

次に本改正案の施行期日であります。本改正案の施行は昭和三十年三月一日から行ふこととし、但し、衆議院の選挙に關しましては、同日前に選挙の公示がなされたときは、原則として当該選挙から施行することとしたのであります。

最後に、選挙区制、議員定数等の問題であります。この点については今回は結論を得るまでには至らなかつたのであります。今後とも広く各界の意見を聞き、慎重に研究調査することといたしました。

以上が本法案の要旨であります。なお、詳細にわたりますは委員会の速記録を御覧いただきたいと思つております。

本法案の草案の成立につきまして、今夏以来、自衛立法の申合せ及び国民の輿論にこたえるため、各党の代表が熱心に御討議の上成立したものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。なお、ただいまの議決の結果、条項及び字句の整理を要するものがあり、すなわち、その点は議長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。明日日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

出席國務大臣 小原 直君
法務大臣 石井光次郎君
運輸大臣 塚田十一郎君
郵政大臣 塚田十一郎君
出席政府委員 厚生政務次官 淺香 忠雄君
農林政務次官 羽田武副郎君

朗読を省略した報告

一、昨二日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務省刑事局長 井本 台吉
建設大臣宮房長 石破 二郎
自治庁選挙部長 兼子 秀夫
一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る一日議長において承認した奥原

日出男及び昨二日承認した井本台吉外二名を本日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、今日召集に応じた議員は次の通りである。

北海道第一区選出 町村 金五君
一、去る十一月三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

懲罰委員 村瀬 宜嗣君
一、去る十一月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

懲罰委員 高橋 誠一君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 吉田 賢二君 中村 高一君
外務委員 中村 高一君 吉田 賢二君
労働委員 並木 芳雄君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 中村 高一君 吉田 賢二君
外務委員 吉田 賢二君 中村 高一君
一、昨二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会 理事 岡本 忠雄君(理事藤田義光君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴木 幹雄君(理事吉田重延君昨二日理事辞任につきその補欠)

厚生委員会 理事 中川源一郎君(理事中川源一郎君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

農林委員会 理事 安藤 覺君(理事足立嘉郎君昨二日理事辞任につきその補欠)

水産委員会 理事 田淵 光一君(理事田淵光一君去る五月六日委員辞任につきその補欠)

理事 田中幾三君(理事田中幾三君去る十月二十五日委員辞任につきその補欠)

郵政委員会 理事 濱地 文平君(理事濱地文平君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 淺沼稻次郎君(理事吉田賢一君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

予算委員会 理事 小峯 柳多君(理事小峯柳多君去る九月九日委員辞任につきその補欠)

理事 中曾根康弘君(理事川崎秀二君昨二日理事辞任につきその補欠)

いづれもこれを示した

昭和二十九年十二月三日 衆議院會議録第四号 議長の報告

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方行政の実情を調査し、その他全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

関係当局より説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月二日

地方行政 中井 一夫
委員長
衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国際情勢に関する事項
二、日米行政協定、国連軍協定並びにM・S・A協定の実施に関する事項

二、調査の目的

一、国際情勢の推移を注視し、わが国の政治及び経済に及ぼす影響等を検討する
二、日米行政協定、国連軍協定並びにM・S・A協定の実施に関する状況を調査し、わが国民生活に及ぼす影響等を検討する

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

三、調査の方法

関係方面より意見の聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月二日

外務委員長 上塚 司
衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、食糧に関する事項
二、肥料に関する事項
三、畜産に関する事項
四、蚕糸に関する事項
五、農地に関する事項
六、林野に関する事項
七、農林金融に関する事項
八、農林災害に関する事項

二、調査の目的

農林業の実情を調査し、その振興対策を樹立し、併せて本年の農林災害の対策を確立するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月一日

農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、公海漁業に関する事項
二、水産貿易に関する事項
三、水産金融に関する事項
四、漁業制度に関する事項

二、調査の目的

漁業経営の改善に関する対策を樹立し、水産業の振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月二日

水産委員長 田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

郵便、為替貯金、保険年金及び郵政従業員の待遇等郵政行政に関する事項並びに郵政監察制度に関する事項

二、調査の目的

郵便、為替貯金、保険年金及び郵政従業員の待遇等郵政行政に関する事項並びに郵政監察制度に関する事項

政従業員の待遇等郵政行政に関しその改善を図り併せて郵政監察業務の合理的運営を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面からの意見の聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月二日

郵政委員長 田中誠之進
衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川その他建設行政に関する事項及び国連庁の業務に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため及び国連庁の運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月二日

建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日定価 一部 十五円
送料別

発行所

東京郵政伝信局市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三六
郵便東京一九〇〇〇